

健康福祉局 資 料	No. 1
--------------	-------

令和3年9月22日
課 名 健康福祉局健康福祉総務課
担当者 課長 山口
内 線 3020

令和3年広島県議会9月定例会

提 案 見 込 事 項

令和3年9月22日

健 康 福 祉 局

1 予算議案

(1) 補正予算

ア 令和3年度一般会計補正予算総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県 債	そ の 他		
健康福祉局関係	民生費	135,046,456	7,739,846	142,786,302	3,011,203	2,800	91,924	4,633,919
	衛生費	202,040,945	22,140,212	224,181,157	14,224,249	0	10,479	7,905,484
	災害復旧費	0	1,200	1,200	500	700	0	0
	公債費	6,444	0	6,444	0	0	0	0
	計	337,093,845	29,881,258	366,975,103	17,235,952	3,500	102,403	12,539,403

イ 一般会計補正予算の内訳

[款] 民生費

(項) 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県債	そ の 他		
社会福祉総務費	73,379,107	7,501,560	80,880,667	2,911,780	0	0	4,589,780	1. 社会福祉諸費 4,589,780 2. 生活福祉資金貸付事業費 2,911,780
計	101,589,310	7,501,560	109,090,870	2,911,780	0	0	4,589,780	

(項) 災害救助費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県債	そ の 他		
災害救助費	152,709	238,286	390,995	99,423	2,800	繰入金 91,924	44,139	1. 災害応急救助費 184,636 2. 災害対策費 53,650
計	152,709	238,286	390,995	99,423	2,800	91,924	44,139	

[款] 衛生費
 (項) 公衆衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				特定財源				
				国支出金	県債	その他		
公衆衛生総務費	675,697	7,567,794	8,243,491	1,582	0	0	7,566,212	1. 公衆衛生諸費 7,566,212 2. 健康福祉センター運営費 1,582
予防費	108,071,305	6,511,436	114,582,741	6,172,164	0	0	339,272	1. 感染症予防対策費 6,511,436
計	164,790,253	14,079,230	178,869,483	6,173,746	0	0	7,905,484	

(項) 医薬費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				特定財源				
				国支出金	県債	その他		
医務費	30,675,595	8,060,982	38,736,577	8,050,503	0	繰入金 10,479	0	1. 地域医療対策推進費 8,060,982
計	32,259,024	8,060,982	40,320,006	8,050,503	0	10,479	0	

[款] 災害復旧費

(項) 公共施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				特定財源				
				国支出金	県債	その他		
公共施設災害復旧費	0	1,200	1,200	500	700	0	0	1. 単独事業 200 (1) 現年発生災害公共施設復旧費 200 2. 公共事業 1,000 (1) 現年発生災害公共施設復旧費 1,000
計	0	1,200	1,200	500	700	0	0	

(2) 債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
令和3年8月豪雨に伴う災害による被災世帯に対する生活福祉資金の貸付に関する利子補給(年0.75%)	令和4年度から令和12年度まで	1,142
令和3年8月豪雨に伴う災害による被災世帯に対する災害援護資金の貸付に関する利子補給(年1.5%)	令和7年度から令和13年度まで	260

2 予算以外の議案

○ 条例関係

(1) 広島県ふぐの処理等に関する条例

(内容)

食品衛生法等の一部改正により，ふぐは都道府県知事等が認める者が処理しなければならないこととされ，ふぐ処理者に必要な知識等の全国的な平準化を図るための基準等が示されたことを踏まえ，ふぐ処理者の免許及び試験等について定めるための条例を制定

(施行期日)

令和4年4月1日

(2) 広島県子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例

(内容)

複数の審議会等で行っている児童福祉に関する調査審議について子ども・子育て審議会一元化して行うことにより，児童福祉に関する諮問対象の拡大や機能強化を図るため，必要な規定を整備

(施行期日)

公布の日

3 その他の提出案件

○ 地方自治法第180条専決処分報告

職員の行為によって発生した広島県製菓衛生師試験に係る不合格決定に伴う損害賠償額の決定
(1件)